

令和8年度 一般会計 歳出 第8款2項2目 環境衛生費 12節(18)その他業務委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 動物愛護センター 運営企画係 担当者名 永野 電話 471-2111
------	------	-----	---

設 計 書

1 委託名 動物愛護センター飼養管理等業務委託

2 履行場所 横浜市動物愛護センター

3 履行期間
■期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
又は期限 □期限 令和 年 月 日まで

4 契約区分 ■確定契約 □概算契約

5 その他特約事項 特になし

6 現場説明 ■不要
□要(月 日 時 分 場所)

7 委託概要
動物愛護センターで保護収容している動物の健康維持や衛生的な
飼養環境維持のため、清掃・消毒等及び給餌・給水作業を委託する。

8 部 分 払

する (12回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
人件費	毎月	365	日		
物品費	毎月	12	月		
合計					

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 客 頁

¥ _____

内 訳 業 務 價 格

¥ _____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘要
人件費		365	日			8:30～17:00 ※12:00～13:00 を除く (7時間30分勤務)
物品費		12	月			清掃用具等
小計						
消費税及び地方 消費税相当額						
合計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

動物愛護センター飼養管理等業務委託仕様書

委託者（横浜市）と受託者とは、この仕様書を定めるところにより、契約を締結する。

1 目的

本仕様書は、横浜市（以下、「委託者」という。）が、横浜市動物愛護センター（横浜市神奈川区菅田町 75 番地 4）の動物収容施設の良好な動物飼養環境を保持するため、動物飼養管理上必要な作業を受託者に委託するにあたり、必要な項目を示すものである。

2 業務概要

（1）業務内容

- ア 保護室等（個別の獣舎、ケージ、ケージトレイ、猫トイレ等を含む。）の清掃、洗浄・消毒等
- イ 食器類の洗浄・消毒及びタオル等の洗濯
- ウ 犬、猫等への給餌（哺乳含む）・給水等
- エ その他、犬、猫等の飼養管理や施設管理に関する業務

（2）業務場所（別添平面図のとおり）

- ア 保護室、飼育室（ふれあい室）、観察室、ネコ屋内飼育モデルハウス、その他飼育室として委託者が指定する場所
- イ アに関わる通路及び作業室（飼料庫含む）等として、委託者が指定する場所

3 業務日時

（1）業務日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの毎日

（2）勤務時間

8時30分から17時00分とし、このうち、1時間（原則12時から13時まで）を休憩時間とする。ただし、横浜市動物愛護センターの閉館日（原則、日曜日、祝日並びに12月29日から31日まで及び翌年1月1日から3日まで）においては、必要な業務を終了し、特に委託者の指示があった場合は、業務の終了時刻について1時間を限度に繰り上げることができる。

4 実施方法

（1）共通事項

- ア 常に火災、盗難その他の事故が発生することが無いよう十分注意すること。
- イ 見学者等に不快感を与えないよう、適切な応接に努めること。
- ウ 収容動物の逸走防止や外部からの侵入防止対策として、個別の獣舎や出入扉は常時施錠するとともに、施錠の確認を励行すること。
- エ 感染症の予防及び拡大防止のため、従事者の手指、履物等の消毒や履き替えなど委託者が指示する措置を行うとともに、委託者が指示する場所以外には無断で立ち入らないこと。

- オ 施設を常に清潔に保ち、整理整頓に努めること。
- カ 業務中に、犬、猫等を逸走させないこと。特に清掃、給餌、給水等の際、犬、猫等をケージ等から一時出し入れするときなどは、個別の動物の性格等を見極め十分注意すること。
- また、犬、猫等にケガを負わせたり、無用な不安を与えたりしないよう、これらを適切かつ丁寧に取り扱うこと。
- キ 業務中に、犬、猫等による咬傷事故等の危害を被らないよう注意を払うこと。特に清掃、給餌、給水等の際、犬、猫等をケージ等から一時出し入れするときなどは、個別の動物の性格等を見極め十分注意すること。
- ク 業務中に、施設や器具等を損傷しないよう十分注意すること。
- ケ 餌やペットシーツ等の消耗品は、入荷日の古いものから使用すること。
- コ 通勤手段としては、徒步又は公共交通機関を利用するものとし、車、バイク及び自転車の使用は原則として認めない。
- サ 業務の実施に当たっては、この仕様書に定めるもののほか、書面又は口頭による委託者の指示に従うこと。

(2) 保護室等（個別の獣舎、ケージ、ケージトレイ、猫トイレ等を含む。）の清掃、消毒等

ア 業務日の最初の作業として、委託者の指示に従い保護室等の清掃等を開始し、指定の時刻までには終了すること（朝清掃）。なお、使用した清掃用具等は、その都度、所定の場所に収容し整理整頓すること。

原則、①犬飼育室（犬ふれあい室）、②猫飼育室（猫ふれあい室）、③ネコ屋内飼育モデルハウス及び④観察室については、それぞれ同時に8時30分から清掃等を開始すること。

(ア) 個別の獣舎、ケージ、ケージトレイ、猫トイレ等に付着した排せつ物（糞尿）、汚れたペットシーツ及び猫砂、給餌後の食べ残しその他廃棄物の一切を除去すること。除去した廃棄物については、委託者の指示に従い適切に処理すること。

また、ごみ箱の中のごみを収集し、所定の集積場所まで運ぶこと。

なお、ごみは、委託者の指示に従って収集・集積すること。

(イ) 個別の獣舎の床面・壁面（側面）・扉、ケージ、ケージトレイ、猫トイレ等については、塩素系消毒剤を浸し絞った雑巾等で丁寧に拭き、十分乾かすこと。
なお、排せつ物等が付着している箇所については、これらを、たわし、ゴムべら、雑巾等で十分拭き取った上で、塩素系消毒剤で消毒し、十分乾かすこと。

(ウ) 個別の獣舎、ケージ及びケージトレイが十分乾いたことを確認の上、タオル、ペットシーツ等を敷くこと。

(エ) 猫トイレが十分乾いたことを確認の上、猫砂を補充し、当該猫トイレを個別の獣舎又はケージに設置すること。

イ ケージ、ケージトレイ、猫トイレ等については、受託者が清掃等を行う場所以外にあるものも含めて、委託者から洗浄・消毒等を指示されたときは、これを適切に行うこと。

ウ 朝清掃の終了後も 17 時 00 分まで保護室等を巡回し、個別の獣舎及びケージ等に排せつ物（糞尿）、散らかった猫砂、給水食器等からこぼれた水等がある場合には、速やかに、朝清掃と同様の方法で清掃等を行うこと。

エ 保護室等（通路及び作業室等を含む。）にある泥、ごみ、猫砂等の一切をほうき等で掃きとり、塩素系消毒剤を浸し絞ったモップ等で丁寧に拭くこと。

オ 消毒用マットは、すべて隔日で清掃すること。清掃に当たっては、マットに付着した泥、毛等を十分払い落とし、洗浄した上で、塩素系消毒剤で浸すこと。なお、汚れがひどい時や塩素系消毒剤が不足している時は、適宜清掃や消毒剤の補充をすること。

カ 保護室等にある空調設備（換気扇、エアコン、脱臭装置、空気清浄器等）のフィルターについては、適宜掃除機等を使用して清掃すること。

キ 委託者の指定する飼育室等の窓（内側及び外側）については、汚れている箇所を清掃すること。清掃に当たっては、ガラス面には水又は洗剤を適正希釈したものを使布し、汚れを除去し、汚水はタオル等で拭き取ること。

ク 2F 中庭を適時清掃すること。

（3） 食器類の洗浄及びタオル等の洗濯

ア 納餌食器は、納餌終了後にその都度、洗浄・消毒（塩素系消毒剤を使用）し、十分乾かした後、指定の保管場所に収納すること。なお、納餌後の食べ残しがある場合は、委託者の指示に従って対応すること。

イ 納水食器（給水器を含む。以下同じ。）は、1日1回洗浄・消毒（塩素系消毒剤を使用）し、十分乾かした後、指定の保管場所に収納または再設置すること。

ウ 納餌食器又は給水食器の中に、排せつ物、猫砂等が混入しているときは、直ちに混入物の除去又は食器の交換等を行うこと。

エ 犬、猫等の敷布として使用したタオル等は、洗濯機で洗濯し、天日干し（雨天時は乾燥機）により乾かした後、丁寧にたたんで指定の保管場所に収納すること。

オ タオル等を洗濯するときは、使用場所毎に取り扱うとともに、タオル等に付着した糞、猫砂等を十分取り払った上で、洗濯機に入れること。

カ タオル等の消毒（塩素系消毒剤を使用）が必要な場合は、委託者の指示に従って行うこと。

キ 従事者が清掃等を行う場所以外にある食器類及びタオル等について、委託者から洗浄、洗濯等を指示されたときは、これを適切に行うこと。

（4） 犬、猫等への給餌（哺乳含む）・給水等

ア 犬、猫等への給餌（哺乳含む）・給水については、委託者から指示を受けた回数、頻度、餌の種類及び給与量等に従って、指定の食器で適切にこれを行うこと。

イ 納水については、アの指示がない場合であっても、給水食器内の水の残量がない又は少ない場合には、速やかに水を補充すること。

（5） その他、犬、猫等の飼養管理や施設管理に関する業務

ア 委託者の指示により、馴致のための散歩やふれあい及び猫とのふれあいなどを含む犬、猫等の飼養管理に関する業務を行うこと。

イ 委託者の指示により、施設管理に関する業務を行うこと。

5 業務上の報告

従事者は、次に示す事項について委託者に報告すること。

- (1) 月末までに翌月の飼養管理等業務出勤予定表（様式1）を委託者に提出すること。
- (2) その日の作業終了時（16時45分）に飼養管理等業務実施報告書（様式2）を委託者に提出し、委託者の検査を受けること。このとき、作業に不十分な箇所を委託者に指摘された場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中の負傷および犬、猫等により咬傷事故等の被害を被った場合には、直ちに委託者に報告し、怪我等があった場合には適切な処置・対応を行うこと。
- (4) 犬、猫等を逸走させ、又はこれらにケガを負わせた場合には、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (5) 犬、猫等の健康状態や排せつ物、餌の食べ残し等が、普段と異なる状態の場合には、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (6) 作業の実施中に、委託者の建物、備品等を破損したとき、又は破損、故障等している箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (7) その他緊急事項等が発生した場合は、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

6 作業服および清掃用具等

- (1) 受託者は、作業服、履物及び作業に必要な洗浄・清掃用具等を用意すること。
ただし、受託者が用意するものについては、受託者が清掃等を行う際に使用するものとして、事前に委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 餌・ペットシーツ・食器類・消毒用具・洗剤（洗濯用を含む。）・塩素系消毒剤及びごみ袋等については、委託者が用意する物を使用すること。

7 従事者の確保及び監督

- (1) 受託者は、業務の遂行に支障のないよう従事者を確保し、監督すること。
- (2) 従事者は、犬・猫等の適正な飼養管理（感染症の予防を含む。）に関する知識及び経験を有し、かつ、動物の愛護及び管理に関する法律並びに狂犬病予防法その他関係法令（本市条例を含む。）を理解し、これらの動物に愛情をもって接し、安全に作業ができること。
- (3) 受託者は、哺乳経験を含め犬・猫等の飼養の業務経験が十分ある従事者が常時対応できるよう配置すること。
- (4) 従事者は原則として年度途中での変更は行わないものとするが、やむを得ず交替する場合は、受託者は、事前に委託者へ連絡し、業務に支障をきたすことのないよう措置すること。

8 従事者の教育

受託者は、業務にあたり委託者が必要と認める教育を従事者に行うこと。また、教育に必要とされる費用等については、受託者の負担とする。さらに、動物の致死処分を伴う施設であることを考慮の上、人権にかかる従事者教育に努めること。

9 守秘義務

業務上知り得た情報を漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。

10 疑義の解決

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合には、委託者、受託者双方で協議し解決するものとする。

また、業務の執行にあたっては、常に円滑な推進を図り、業務の停滞その他の理由による混乱等が起こらないように万全を期すこと。

11 その他

この契約は、本市契約約款を適用することとします。

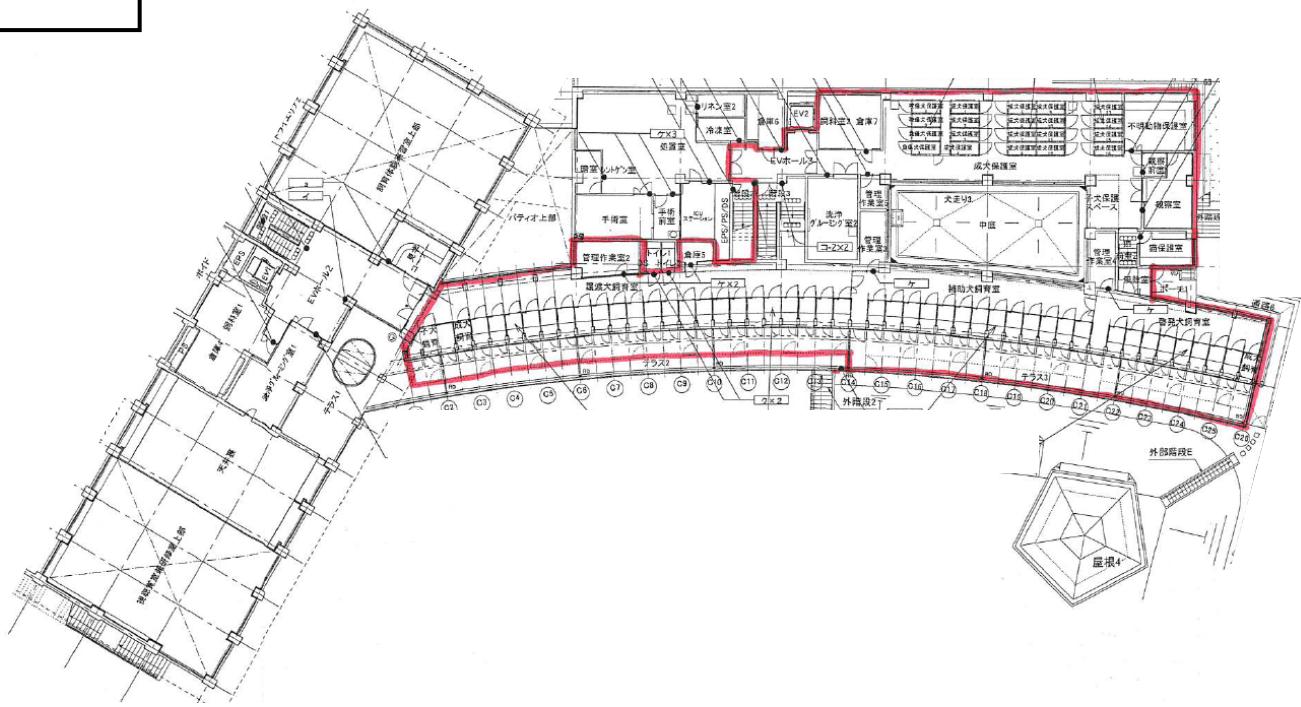
飼養管理等業務出勤予定表 (年 月分)

日付(曜日)	従事者名
1日()	
2日()	
3日()	
4日()	
5日()	
6日()	
7日()	
8日()	
9日()	
10日()	
11日()	
12日()	
13日()	
14日()	
15日()	
16日()	
17日()	
18日()	
19日()	
20日()	
21日()	
22日()	
23日()	
24日()	
25日()	
26日()	
27日()	
28日()	
29日()	
30日()	
31日()	
備考	

飼養管理等業務実施報告書

日付・時間	年月日() : ~ :			報告者
出勤者(AM)				
出勤者(PM)				
区域	場所	担当	実施業務	
保護室	エレベーターホール		<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 消毒槽 <input type="checkbox"/> 他()	
	観察室		<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 消毒槽 <input type="checkbox"/> 他() <input type="checkbox"/> 給餌・給水	
	犬保護室		<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 消毒槽 <input type="checkbox"/> 他() <input type="checkbox"/> 給餌・給水 <input type="checkbox"/> ふれあい・散歩	
	猫保護室		<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 消毒槽 <input type="checkbox"/> 他() <input type="checkbox"/> 給餌・給水 <input type="checkbox"/> ふれあい	
	不明動物室		<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 消毒槽 <input type="checkbox"/> 他() <input type="checkbox"/> 給餌・給水 <input type="checkbox"/> ふれあい	
	保護室飼料庫		<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 先入・先出 <input type="checkbox"/> 他()	
	中庭		<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 他()	
ふれあい室	犬ふれあい室(西)		<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 消毒槽 <input type="checkbox"/> 他() <input type="checkbox"/> 給餌・給水 <input type="checkbox"/> ふれあい・散歩	
	犬ふれあい室(中央)		<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 消毒槽 <input type="checkbox"/> 他() <input type="checkbox"/> 給餌・給水 <input type="checkbox"/> ふれあい・散歩	
	犬ふれあい室(東)		<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 消毒槽 <input type="checkbox"/> 他() <input type="checkbox"/> 給餌・給水 <input type="checkbox"/> ふれあい・散歩	
	犬ふれあい室飼料庫		<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 先入・先出 <input type="checkbox"/> 他()	
	猫ふれあい室		<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 消毒槽 <input type="checkbox"/> 他() <input type="checkbox"/> 給餌・給水 <input type="checkbox"/> ふれあい	
	ネコ屋内飼育 モデルハウス		<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 消毒槽 <input type="checkbox"/> 他() <input type="checkbox"/> 給餌・給水 <input type="checkbox"/> ふれあい	
	飼料調整室		<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 先入・先出 <input type="checkbox"/> 他()	
			<input type="checkbox"/> 最終施錠確認	
特記事項				
委託者 記入欄	確認者:			

2 F



| F

